

大分県報

令和六年
号外（三三）
三月二十九日

（金曜日）

目次

企業局訓令

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………一

○企業局訓令

大分県企業局訓令第二号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県企業局長 渡 辺 文 雄

第三条第九項中「会計年度任用職員面談・人事評価調書」を「会計年度任用職員面談・能力評価調書」に改める。

第九条第一項中「会計年度任用職員面談・人事評価調書により、」を「会計年度任用職員面談・能力評価調書による評価その他」に改める。

第十五条第二項第一号中「期末手当の」を「期末手当及び奨励手当の」に改め、同項に次の一号を加える。

三 期末手当及び奨励手当の基準日の属する会計年度に大分県企業局において会計年度任用職員として任用されていた者で当該基準日前の日を任期の末日としていたものが当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における現在の任期の前において在職した期間
第十七条の次に次の五条を加える。

（奨励手当基礎額）

令和六年三月二十九日

大分県報号外（企業局訓令）

第十七条の二 第十六条の規定は、給与規程第六条の二第一項の奨励手当基礎額について準用する。この場合において、第十六条第一項中「第二条第七項」とあるのは、「第六条の二第一項」と読み替えるものとする。

（奨励手当の支給割合）

第十七条の三 給与規程第六条の二第一項に規定する奨励手当の支給割合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第十七条の六に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（奨励手当の算定基礎となる期間率）

第十七条の四 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員としての勤務期間（大分県企業局において引き続き勤務したものに限り。）の区分に応じて、一般職の常勤職員の例により定める割合とする。

（奨励手当の算定基礎となる勤務期間）

第十七条の五 第十七条の規定は、前条に規定する勤務期間について準用する。この場合において、第十七条第一項中「給与規程第二条第七項」とあるのは、「第十七条の四」と読み替えるものとする。

（奨励手当の成績率）

第十七条の六 成績率は、百分の二百五以下の範囲内で、企業局長が定めるものとする。

第十八条（見出しを含む。）中「期末手当」を「期末手当及び奨励手当」に改める。

第二十四条第一項中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に、同条第二項第二号中「同条第二号」を「同条第一号」に改める。

第四号様式中「選考申込書」を「選考申込書及び奨励手当」に改める。

第五号様式中「会計年度任用職員面談・人事評価調書」を「会計年度任用職員面談・能力評価調書」に、「●人事評価」を「●能力評価」と、「人事評価の」を「能力評価の」に改める。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。